狛江市災害時受援応援計画案

令和８年11月２日
庁　議　資　料

狛江市災害時受援応援計画の一部を次のように改正する。

改正後

第２章３（１）物的支援調整担当の設置

地域文化スポーツ部に物的支援調整担当を設置し、市の物的支援受けに関する総合調整を実施する。物的支援調整担当の長は産業振興課長とする。

第３章２（１）平時から支援要請を想定している人員

	業務の概要	人数	時期	要望元
26	地域内輸送拠点の運営（物資の受入・仕分・保管・発送）	5	２日以内～１か月以降	地域文化スポーツ部
27	予備の地域内輸送拠点の開設	5	３日以内～１週間以内	地域文化スポーツ部
28	被災者に対する炊き出し、食品等の供給	1	１週間以内～２週間以内	地域文化スポーツ部
29	炊き出しに関する感染症対策、食中毒防止等の衛生管理、アレルギー対策等	1	１週間以内～１か月以内	地域文化スポーツ部
33	家屋・住家被害認定調査の調査事務局の設置	5	１か月以降	市民部
34	家屋・住家被害認定調査の計画策定等	5	１週間以内～１か月以降	市民部
35	被災者生活再建支援システムを活用した住家の被害認定調査の実施	5	１週間以内～１か月以降	市民部
36	住家被害認定調査及び罹災証明の交付に向けた体制の確保	5	１カ月以降	市民部

改正前

第２章３（１）物的支援調整担当の設置(P2)

市民生活部に物的支援調整担当を設置し、市の物的支援受けに関する総合調整を実施する。物的支援調整担当の長は地域活性課長とする。

第３章２（１）平時から支援要請を想定している人員(P5)

	業務の概要	人数	時期	要望元
26	地域内輸送拠点の運営（物資の受入・仕分・保管・発送）	5	２日以内～１か月以降	市民生活部
27	予備の地域内輸送拠点の開設	5	３日以内～１週間以内	市民生活部
28	被災者に対する炊き出し、食品等の供給	1	１週間以内～２週間以内	市民生活部
29	炊き出しに関する感染症対策、食中毒防止等の衛生管理、アレルギー対策等	1	１週間以内～１か月以内	市民生活部
33	家屋・住家被害認定調査の調査事務局の設置	5	１か月以降	市民生活部
34	家屋・住家被害認定調査の計画策定等	5	１週間以内～１か月以降	市民生活部
35	被災者生活再建支援システムを活用した住家の被害認定調査の実施	5	１週間以内～１か月以降	市民生活部
36	住家被害認定調査及び罹災証明の交付に向けた体制の確保	5	１カ月以降	市民生活部

改正後

	業務の概要	人数	時期	要望元
37	住家被害認定調査の結果を踏まえた罹災証明書の交付	5	１週間以内～１か月以降	市民部
38	被災者の同意を得られない場合の第２次住家被害認定調査を実施	5	１週間以内～１か月以降	市民部

第６章３（３）応援本部事務局の設置(P22)

応援本部事務局（以下「応援事務局」という。）は、安心安全課、職員課、産業振興課及び各部の応援担当で編成し、応援本部会議における応援に関する庁内体制や対外的な連絡調整窓口をあらかじめ明らかにするとともに、状況把握やとりまとめ、庁内調整等を円滑に実施する。

第６章３（５）人的応援調整担当・物的応援調整担当(P23)

応援本部開設後、職員課長は人的応援調整担当、産業振興課長は物的支援調整担当として以下の業務を行う。

第６章３（５）人的応援調整担当・物的応援調整担当(P23)

要図「狛江市の応援体制」中、「物的支援調整担当【産業振興課長】」

改正前

	業務の概要	人数	時期	要望元
37	住家被害認定調査の結果を踏まえた罹災証明書の交付	5	１週間以内～１か月以降	市民生活部
38	被災者の同意を得られない場合の第２次住家被害認定調査を実施	5	１週間以内～１か月以降	市民生活部

第６章３（３）応援本部事務局の設置(P22)

応援本部事務局（以下「応援事務局」という。）は、安心安全課、職員課、地域活性課及び各部の応援担当で編成し、応援本部会議における応援に関する庁内体制や対外的な連絡調整窓口をあらかじめ明らかにするとともに、状況把握やとりまとめ、庁内調整等を円滑に実施する。

第６章３（５）人的応援調整担当・物的応援調整担当(P23)

応援本部開設後、職員課長は人的応援調整担当、地域活性課長は物的支援調整担当として以下の業務を行う。

第６章３（５）人的応援調整担当・物的応援調整担当(P23)

要図「狛江市の応援体制」中、「物的支援調整担当【地域活性課長】」